



【編集・発行】 清瀬市消費生活センター 清瀬市消費生活センター運営委員会
 【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター (電話) 042 (495) 6211

No.83 (平成 30 (2018) 年 8 月)

ちえのわ



第39回 消費生活展を開催します!

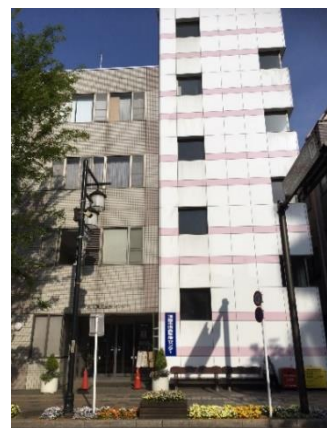
【日時】 平成30年10月21日(日) 午前10時~午後4時

◆市民まつりと同時開催! 古布を使ったリサイクル、吊るし飾りの展示や、石けんやごみ、無添加食品などの環境問題等、消費者問題に取り組むセンター登録団体の活動報告やイベントなどがあります。消費生活相談も実施します。ぜひお越しください!

【場所】 清瀬市消費生活センター  **ここです!**



消費生活展の様子



消費生活センター外観

電話によるオレオレ詐欺・還付金詐欺・消費者被害等の未然防止に!

自動通話録音機の無料貸出を7月17日から行っています!



【対象世帯】

清瀬市内に住所を有するおおむね65歳以上の方が居住する世帯。(すでに同様の通話録音機が設置されている世帯は対象外)

【貸出台数】

200台(申込み先着順) ※一世帯につき1台まで。

【申請方法や在庫確認について】

窓口で配布している申請書に必要事項をご記入いただき、身分証明書をご提示ください。録音機をお渡しします。

下記にお問い合わせください。

総務部防災防犯課 ☎042-497-1847
 消費生活センター ☎042-495-6211

消費生活相談の現場から

電気、ガスの小売自由化が始まっています！

2016年4月から電力の小売全面自由化、一年後からガスの小売全面自由化が始まりました。電気は他業種から多くの新電力会社が参入し、ガスだけでなく都市ガスも契約先を消費者が選ぶことができるようになったため、さまざまな料金メニューやサービスが生まれています。どちらも、セット契約での割引をはじめ、決められた期間や長期契約をすることでの割引、再生可能エネルギーの構成比率を重視するなど、それぞれに特徴ある商品になっています。ご家庭の構成状況や価値観に合わせ購入先を選べます。

しかし、勧誘方法や勧誘場所が多岐にわたり、解約の際に手数料が必要になったり、条件もあります。契約先を変更する時は、解約や再変更の条件などを含め契約内容をよく検討しましょう。



【相談事例 ①】

昨日、ガス事業者が自宅に突然訪問してきて今よりも安くなると言われ、都市ガスの契約をしました。今から契約をやめることはできますか

【相談員からのアドバイス】

訪問販売にあたるので無条件解除のクーリングオフが可能です。契約書面の交付から8日以内に書面で通知します。

【相談事例 ②】

携帯電話の機種変更で電気料金をまとめて契約すると割引になると言われまし、通信会社と電気の契約をすることはできるのですか

【相談員からのアドバイス】

まとめて契約する内容をよく理解する必要があります。期間や条件がライフスタイルと合っているか、中途解約の手数料の有無など将来のコストを事前に理解してから契約しましょう。



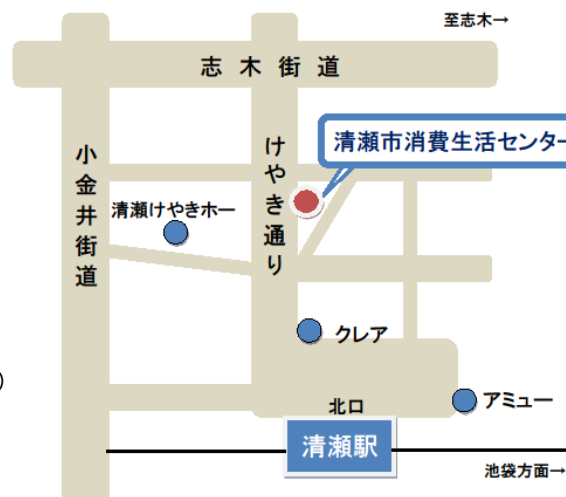
清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17
【電話】 042(495)6211
【FAX】 042(495)6221
【開館時間】 午前9時～午後10時(月～土曜日)

消費生活相談

【相談専用電話】 042(495)6212
【相談時間】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く)
午前10時～午後4時(正午～午後1時を除く)

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。



他人事ではない！

「空き家」の問題

平成 25 年総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査結果」によると、全国の空き家数は約 820 万戸、空き家率は 13.5%と過去最高を更新し、年々その数は増加しています。今や 7～8 軒のうち 1 軒が空き家ということになります。清瀬市では、平成 26 年、空き家等の管理状況の調査を実施し、230 戸の空き家があることがわかりました。空き家かな？と思われる家を見たことはありませんか？空き家は何が問題なのでしょうか。もし空き家の所有者になってしまったら…。空き家についての様々なことを一緒に考えてみましょう。

「空き家」を放置するとどんな問題が起こる？

- 建物の劣化
 - 景観の悪化…雑草の繁殖などで周囲の街並み・景観を乱す
 - 防犯面のリスクの増大…不審者の侵入や粗大ごみの不法投棄、放火等による火災を招きやすくなる
 - 防災面でのリスクの増大…地震等で倒壊して避難路を塞ぐ等、防災上の問題が生じやすくなる
- ◆近隣の方に迷惑をかけないためにも、資産価値を維持するためにも、適切な管理が不可欠です。



「空き家」を生じさせないために

① 空き家を適正に管理する

近所への声かけ（緊急時の連絡先を周辺住民に伝えるなど）、火災保険への加入、不審者の侵入等を予防する（人感センサー付きライトなどの設置）、月 1 回程度の定期的な点検とお手入れ、空き家の管理サービスの活用




② 適正な相続による空き家化の予防

遺言書の作成、相続登記の実施、専門家（弁護士、司法書士、税理士等）への相談

③ 住まいを空き家にしない

売却（不動産会社の仲介が一般的）、賃貸、地域での利活用（全国的には、空き家を地域の子育てママのサロンや、高齢者の憩いの場として利活用している事例もあります）

平成 30 年度 消費生活センター事業報告・予定（事業の日程や内容は変更することもあります）

月	6月	7月	8月	9月	10月
内容	6月27日（水） “梅”で暑い夏を乗り切ろう！ ◆お陰様で満員御礼。ジップロックで簡単にできる梅干と梅シロップの作り方を学びました。	7月17日より 自動通話録音機 無料貸出開始 現在受付中！ 	8月16日（木） えっ、本当？おやつ の甘さと色の秘密 8月25日（土） 親子で学ぶおこづかい教室	9月13日（木） 知って安心！遺産相続の基本 9月26日（水） 気象衛星センター見学と気象衛星センター「ひまわり」学習会	9月24日（水） 高齢者見守り講座 10月21日（日） 消費生活展

「空き家」問題が発生してしまったら…

【空き家に関する相談窓口】（東京都協定締結団体）

- NPO 法人空家・空地管理センター
☎0120-336-366 <http://www.akiya-akichi.or.jp/>
- 東京司法書士会 ☎03-3353-2700
- 東京弁護士会、第一弁護士会、第二弁護士会
- 東京都宅地建物取引業協会（不動産相談所）、全日本不動産協会
東京本部（東京都不動産協会新宿相談室）、東京建築士会、
東京都建築士事務所協会、東京土地家屋調査会、東京行政書士会、
みずほ信託銀行ほか

-本の紹介-

『あなたの空き家問題』

上田真一/2015/日本経済

新聞出版

直す、壊す、貸す
という視点から
空き家の有効な
活用方法を解説
しています。



「空き家等」でお困りのことがありましたら、空き家に関するパンフレットなどもありますので、お問い合わせください。清瀬市防災防犯課☎042-497-1848


法律による処罰の対象



平成27年5月に「空き家等対策の推進に関する特別措置法（空家特措法）」が施行され、放置すれば保安上危険・衛生上有害・景観に悪影響を与える空き家（いわゆる「特定空家」）について、市町村は所有者等に対して除却や修繕、立木竹の伐採等の措置に関する助言・指導、勧告、命令、行政代執行が可能となっています。併せて、勧告の対象となった特定空家は固定資産税及び都市計画税の住宅税の住宅用特例の対象から除外されます。また、所有者等が命令に従わなかった場合は50万円以下の罰金が科せられます。

空き家問題資料提供協力…東京司法書士会田無支部 武藤進様
NPO 法人空家・空地管理センター

◆事業の詳細は市報、ホームページをご覧ください。

月	11月	12月	1月	2月	3月
内容	11月6日（火） 日銀貨幣博物館等 バスツアー	12月12日（木） 食品ロスをなくそ う！清瀬の野菜、使 い切り料理教室	1月18日（金） 手づくりソーセー ジ	2月未定 高齢者見守り講座	3月13日（水） エンディングノート
	11月21（水） 確定申告 HOWTO 講座		1月30日（水） 高齢期の住まい選 び		3月28日（木） 春休み 手づくり石けん
	11月30日（金） 天然酵母パンと地 場野菜を使った料 理教室		いろいろな講座があります。 ぜひご参加ください！		